

ごみピット火災について（発火性・引火性ごみの適正な分別のお願い）

令和8年4月7日（火）当焼却施設内のごみピットにおいて火災が発生しました。

幸いにも、早期発見と適切な対応により被害は無く、現在は通常通り運転していますが、火災発生直後は安全を考慮し、ごみの受入れと焼却炉を停止しました。

発災箇所付近のごみを採取した結果、「未使用の花火」や「未使用のマッチ」、「発炎筒」などの発火性・引火性のあるごみが発見されました。



当焼却施設に搬入されたごみは、収集や自己搬入を問わず、一度ごみピットに貯留し、他のごみと混ぜて焼却処理します。ごみピット内に発火性・引火性ごみが混入し発火した場合、他のごみに燃え移ると大規模火災となる恐れがあり大変危険です。**大規模火災が起ると、ごみの受入れや焼却炉が長期間停止する可能性があります。**

今後も当焼却施設が、「安全」・「安心」・「安定」した運転が継続できるよう、**焼却対象ごみの中に発火性・引火性ごみを混入しないように、ご理解とご協力をお願いいたします。**

発火性・引火性のあるごみ（※1）を出す際には、お住まいの自治体の分別方法（※2）に沿って、適正な分別を行ってください。

（※1）ガスボンベ、スプレー缶、カセットボンベ、充電機（リチウムイオン電池等）、ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火（未使用）、金属粉、マッチ及びライターなどの発火性・引火性のあるごみ。

（※2）発火性・引火性のあるごみの分別処理方法について（お住まいの自治体ごと）

（千歳市）～千歳市環境センター（0123-23-2110）

または [有害ごみ - 北海道千歳市公式ホームページ - City of Chitose](#)

（北広島市）～北広島市市民環境部廃棄物対策課（011-372-3311）

または [有害・発火ごみ | 北海道北広島市](#)

（南幌町・由仁町・長沼町）～南空知公衆衛生組合（0123-88-3900）

または [不燃ごみ（青色、茶色他）](#)

（栗山町）～栗山町環境生活課（0123-73-7511）

または [町で収集できないごみ「適正処理困難物」 - 栗山町公式ホームページ](#)